

旧本町図書館暫定貸付に係る事業者募集について

旧本町図書館の暫定貸付に係る事業者募集について、下記のとおり報告する。

1 応募スケジュール

- 令和4年6月3日 募集要項公表
- 令和4年6月9日 現地見学会
- 令和4年6月20日 質問への回答
- 令和4年6月30日 応募申込み締切

2 貸付の条件

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とし、転貸は禁止とする。
- (2) 貸付期間は、原則として1年間とする。なお、協議により、最長で延べ5年間に達するまでは、再度契約することを妨げないものとする。
- (3) 貸付用途については限定しないが、用途地域の建築制限に抵触する、公序良俗に反する等の用途は認めない。また、関連法令を遵守したものとする。
- (4) 必要な手続は、借受人の責任と負担により必要な対応を行う。
- (5) 区の施策推進への協力を条件とする。
- (6) 近隣へ丁寧な説明を行うとともに、地域との良好な関係を築くための取組を行うこととする。
- (7) 対象物件は現状のまま貸付けることとし、区は修繕等の義務を負わないものとする。なお、施設の使用に支障をきたす建物及び設備の劣化、損傷等が発生した場合、協議により貸付を終了する場合がある。
- (8) 光熱水費や修繕費、保守費等、施設の使用に係る経費は、借受人の負担とする。
- (9) 協議により造作を加えることも可能とするが、貸付終了時には原状回復を行うこととする。
- (10) 契約途中の解除や再度の契約締結がされない等の場合であっても、借受人が負担した費用について、区は補償しない。
- (11) 原則として、対象物件の老朽化等により、借受人が受けた損害について、区は補償しない。

3 参考貸付料

下記の参考貸付料以上の金額の提案を受ける。

年 4,007,000円

4 優先交渉権者の決定

受付期間内に応募があったもののうち、提案された貸付料、借受人としての適格性、信頼性、地域貢献等を総合的に審査した上で優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

5 今後のスケジュール

令和4年7月以降 優先交渉権者の決定、協定締結
貸付に向けた協議が整い次第、定期建物賃貸借契約の締結